

文部時報 第七百八十號

目次

卷頭 (明治天皇御製二首 昭憲皇太后御歌一首) 二

大詔奉戴日の訓示 文部大臣 橋田邦彦 二

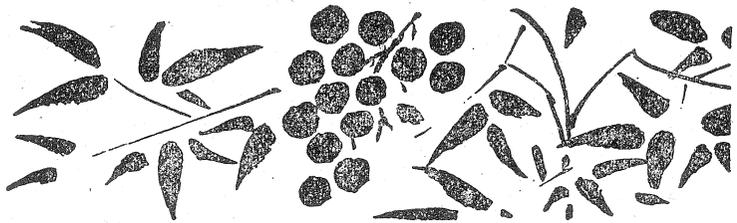
日本教學の本旨 國民精神文化研究所長 伊東延吉 八

文部省映畫行政の現在及將來 文部省教學官 三橋逢吉 一三

中等學校入學者選抜に關する通牒の趣旨 文部事務官 増田幸一 二〇

勅令 勅令第八百七號(東京帝國大學官制外六勅令中改正ノ件) 二五

省令 文部省令第六十八號(大學部等ノ在學年限並修業年限ノ昭和十八年度臨時短縮ニ關スル)



件)——同第六十九號(上田蠶絲專門學校規程中改正) 二五

告示 文部省告示第六百二十三號(日本大學大阪夜間中學專入指定)——同第六百二十四號(大西學園高等女學校設立者變更)——同第六百二十五號(日出高等女學校同)——同第六百二十六號(國民鍊成所移轉並事務開始)——同第六百二十七號(與板實科高等女學校設置)——同第六百二十八號(新名高等家政女學校設立者變更)——同第六百二十九號(共榮女子商業學校設置)——同第六百三十號(駒岡乘圓眞言律宗管長就任)——同第六百三十一號(第九回師範學校專攻科並高等女學校高等科及專攻科教員試驗檢定施行)——同第六百三十二號(明治三十六年文部省告示第三十號中改正)——同第六百三十三號(昭和十六年文部省告示第八百二號中改正)——同第六百三十四號(近江高等技藝女學校名稱及設立者變更)——同第六百三十五號(國寶所有者變更)——同第六百三十六號(國寶所有者住所變更)——同第六百三十七號(靜岡縣大宮工業學校及外一校名稱變更)——同第六百三十八號(川南高等造船學校設置)——同第六百三十九號(昭和十八年各官立高等學校高等科入學生徒概數、選抜要項及出願手續) 二六

通牒 中等學校入學者選抜ニ關スル件 青年學校教授及訓練ノ強化徹底ニ關スル件 三二

叙任及辭令(自昭和十七年十一月二十一日至同三十日公表ノ分) 三四

彙報 講師賜託並解囑——重要美術品等調査委員會委員及幹事命免——帝國學士院總會及部會——研究員入所——大學高等專門學校保健協議會開催ノ件——實業學校長認可——高等學校高等科教員試驗檢定合格者——第九回師範學校專攻科並高等女學校高等科及專攻科教員試驗檢定日時及方法——檢定教科用圖書——圖書推薦——推薦並紹介レコード——正誤——第五回文部省美術展覽會出品ニ關スル事項 四五

文部省映畫行政の現在及將來

文部省教學官 三 橋 逢 吉

斯る論議は措いて、文部省として映畫行政に關與する部面並に文部省が將來の映畫行政に於て擔當せねばならぬと考へる點について述べて見たいと思ふ。

二

歴史的に見れば、映畫を官廳の事務として取上げたのは、先づ取締の面からの警察當局である。之は映畫の發達が興行物として出發し大衆の生活に深く喰ひ入つて來たところから極めて當然のことである。次に映畫を扱ひ初めたのは、教育行政官廳たる文部省である。前者に對し凡そ對蹠的な官廳である文部省が之を取上げたのは頗る興味深いことであるが、映畫が大衆性獲得の結果として、茲に低俗な趣味に墮した爲め教育行政官廳の看過し得なくなつたことも亦當然のこと、言はねばならぬ。然し夫が否定的方向ならば警察當局のお先

一
映畫が現代國民生活に極めて重要なものになつてゐることは今更言ふ迄もないが、大東亞戰爭を契機として飛躍的に其の重要性を加へ來つた感がある。今、未曾有の大戰爭を勝ち抜く爲に、映畫のもつ機能は最大限度に要求されてゐるのである。即ち銃後國民の娛樂に、國民の士氣昂揚に、又東亞共榮圈内各民族の皇化に映畫は實に重大な任務を負うてゐるのである。斯く映畫は聖戰目的の完遂にも至大の關係をもつものであるから、之が育成指導については、國家として極めて慎重なる措置を必要とする譯である。

映畫に關する行政は、現在内務省、文部省、情報局の三官廳の共管するところである。之については、行政事務簡素化の立前から一官廳に統合すべしといふ論も起つてゐるが、今

棒を擔ぐに過ぎず、何等新展開は豫想されなかつたのであるが、之を積極的に利用する立前をとつた所に、極めて深い意義を見出すのである。大正十二年に文部省に創設された映畫の認定及推薦制度は優秀なる映畫を選択して之を教育的に利用せんとするものである。文部省は又同時に教育映畫の製作を開始したが、斯くして始めて映畫の積極的利用の方途が盡くされ茲に學校教育及社會教育上に新生面が開拓されて來たのである。其の後、内務省が大正十四年に映畫檢閲の全國的統一を實施して映畫行政に一進轉を加へた譯であるが、我國映畫行政は爾來其の他何等見るべきものなくして昭和十四年映畫法の施行を迎へたのである。

映畫法は我國最初の文化立法と言はれるもので、この法律を以て我國映畫に目標を與へ其の飛躍的發展を企圖したものである。即ち映畫法は映畫の質的向上を圖る爲め映畫事業全般の整備助長をなし以て我國民族文化の進展に寄與せんとするものである。映畫法は斯く積極的に國民文化の發展に資するを其の根本精神とするものであるから、茲に文化立法と言はれた所以があるのである。

却説、映畫法は右の目的を達成する爲めに如何なる規定を以て臨んで居るであらうか。之を要約すれば左の如くなる。

其の中文部大臣の專管事項は左の如くである。

- 一、年少者の映畫觀覽制限に關する事項
- 二、文化映畫、時事映畫の強制上映に關する事項
- 三、映畫選獎に關する事項
- 四、映畫保存に關する事項

以上映畫法の内容と映畫法による文部省映畫行政部門の核心をなす事項について述べたが之によつて文部省映畫行政の性格が略々明らかになつたと思ふ。

なほ茲に留意せねばならぬ點は、映畫法は映畫教育行政については觸れるところ極めて狭く其の大部分は擧げて文部省の施設に俟たねばならぬといふことである。従つて文部省の映畫行政は上述の映畫法に規定するところと映畫教育行政とを包含するものであつて映畫行政官廳として最も廣範なる行政局面を擔當するものである。

三

現行文部省映畫行政部門について述べるに當つて先づ映畫法の規定するところから考察して見る。年少者の映畫觀覽制限に關する事項については文部省は總ゆる映畫につき十四歳未満の年少者に對し教育的見地から判斷し、觀覽に支障なき

- (イ) 映畫製作に關する事項
 - 一、製作業の許可制
 - 二、映畫製作従業者の登録制
- (ロ) 映畫配給に關する事項
 - 一、配給業の許可制
 - 二、外國映畫の配給制限
- (ハ) 映畫上映に關する事項
 - 一、事前檢閲の制度
 - 二、年少者の映畫觀覽制限
 - 三、文化映畫、時事映畫の強制上映
 - 四、啓發宣傳映畫の指定上映
 - 五、外國映畫の上映制限
- (ニ) 映畫選獎及保存に關する事項
 - 一、映畫の選獎制度
 - 二、映畫の保存制度

以上は既に内務省に於て實施せられてゐる映畫檢閲制度を除いて新に映畫法によつて規定された項目について之を列舉したものであるが、是等の各項目は夫々前述三官廳の共管若しくは專管事項として實施されてゐるものである。其の大部分の項目は内閣總理大臣、内務大臣、文部大臣の共管であるが、

映畫に對しては一般用映畫の認定を與へ觀覽せしむべき映畫の指定を行つてゐるのである。現在、内務省内に於て檢閲と同時に實施しつゝある一般用映畫の認定事務はこの趣旨によるものである。

文化映畫、時事映畫の強制上映の制度は、是等映畫の上映によつて、國民精神の涵養、國民智能の啓培に資せんとするものであつて映畫法の規定により、斯る映畫について文部省が認定を行つてゐるのである。文部大臣の認定せる映畫にして始めて強制上映の對象たり得るので、文化映畫、時事映畫の認定は取りも直さずこれが性格なり方向なりを決定する事になるのである。従つてこの認定事務は強制上映の趣旨の活殺を握ることになり極めて重大な意義をもつものである。故に認定事務は既成映畫の判定より寧ろ其の製作指導に重點を置き強制上映の根本趣旨たる國民教育の徹底に寄與すべき映畫の輩出に努めて居るのである。文化映畫は文部省に於て時事映畫は其の性質上急速を要するを以て内務省に於て檢閲と同時に認定をなす立前をとつてゐるのである。

映畫の選獎は文部大臣が國を代表してなすものであつて、最高の榮譽を表示するものである。選獎は映畫法の規定に基き、推薦と賞金交付の二項を含み、隨時優秀なる映畫を推薦

し、其中より一年を通じて特に優秀なるものに對し文部大臣賞として賞金を交付するのである。この選奨は優秀映畫の製作關係者を表彰するものであるが同時に映畫の製作並に觀覽指導の指針を與ふるものであつて、我國一般映畫の方向を規定する重大なる効果をもつものである。文部省は之が實施に公正妥當を期する爲専門委員の官制を設け、權威ある専門家をして之に當らしめてゐるのである。

映畫の保存は特に國民文化に寄與し且つ永く保存する意義のある映畫につき、文部大臣が指定し之を保存するものであつて、映畫の如く耐久性に乏しく且つ散佚の傾向著しきものについては、映畫法のこの規定は寔に國民文化の保護助長の上に重要な規定である。映畫法施行以來毎年實施してゐるところである。

次に文部省映畫行政の特質をなす映畫教育行政について述べて見よう。映畫教育については一般的には映畫法にも文化映畫、時事映畫の強制上映の條項に見ることが出来るが、特に青少年に對する問題については僅かに觀覽制限の條項に於いて觸れてゐるに過ぎない。而も其の趣旨は前述の如く消極的であつて青少年に對する映畫教育の方向を示唆するものではないのである。従つて特に青少年に對する面に於ては全く

映畫を選定し、觀覽についての指針を與へてゐるのである。

なほ課外用映畫、青年向映畫については舊に既製映畫からの選擇のみでは上述の目的を達成せられるものではないので之が製作企畫を指導し更らに製作奨励をなすことが要請されるのである。選定並に製作指導については現在教科用映畫選定委員が之に當つてゐるが映畫の製作奨励については今後文部省として大いに力を致すべき點であり、之が實現のためには斯る映畫の觀覽施設や配給機構について考慮すべき點が多々あるのである。

更に文部省の映畫行政について特記すべきは、文部省は映畫教育について之が徹底を期するため自ら映畫製作機構をもち、多くの教育映畫を作り民間製作業者を指導して來たことである。今映畫教育が新なる段階に入らんとするに當り、教科用映畫の新生面を拓く目的を以て、其の製作に當つてゐるが、將來の教科用映畫は檢定委員會による企畫指導と共に文部省の試作によつて確立されるものと信ずる。

凡そ映畫教育は青少年を對象とする限り將來の國運に關係する所大なるに鑑み其の振興については擔當官廳としての文部省の責務は極めて重大であると言はねばならぬ。

現行文部省の行政内容を見るの外はないのである。

映畫教育は一は教科内に於て他は教科外に於て考へられる。教科内の映畫教育、即ち授業上に於ける映畫の利用は從來一部の熱心家によつて實行されてゐた程度に過ぎなかつたが、今般國民學校令により之が實行を公認された爲め效に一段の進展を見るに至つたのである。國民學校令施行規則は映畫の使用について規定し、更に其の使用すべき映畫については、文部大臣の檢定を受けしむることとしたのである。この檢定を受けた映畫を教科用映畫と稱してゐるが、これは從來の所謂教材映畫に當るものである。目下教科用映畫について國民學校の教育方針に則り新なる構想の下に製作企畫の樹立に努力がなされつゝあるが、教科用映畫の確立は映畫教育の基本をなすものであるから其の成否は一に將來の映畫教育の盛衰を決定するものである。新に設けられた教科用映畫檢定委員會による教科用映畫の檢定並に製作企畫指導は映畫教育行政の最も重要な事項であると言はねばならぬ。

教科外の映畫教育とは教室外に於ける映畫による青少年の指導である。これがためには青少年に觀覽せしむべき映畫が必要である。其處で文部省は一般映畫の中から、國民學校兒童には課外用映畫、青年學校若くは中等學校生徒には青年向

四

以上極めて大雑把ではあるが文部省が擔當する映畫行政の實際について述べたが、文部省の映畫行政は映畫教育を中心とする積極面であるところに特色があるのである。映畫法に關する面に於ても亦同様の方向にあることは既に述べたところである。従つて將來の文部省映畫行政はこの映畫教育を中心として展開されるべきであると考へられる。勿論映畫教育に重點を置くとしてもそれは映畫教育の障壁の裡に自らを押し込め狹隘なる境地に満足すべきではなくして、一般映畫行政と深き關聯をもちつゝ廣い地盤の上に確固たる基礎を樹立すべきである。斯くてこそ映畫教育は始めて生々發展の進路をとる得るからである。

絃上の立前に於ける映畫教育の確立、これは文部省映畫行政の當面の問題であり、我國映畫行政の根底をなすものである。特に青少年に對する映畫教育は舊に國內に對してのみならず、大東亞共榮圈全體に對しても喫緊の問題である。今大東亞共榮圈に向つては、映畫による文化工作として夫々各民族に適合する映畫が考慮せられ製作されつゝあるが、差當つての必要を充たすには夫で事足りるであらう。然し遠い將來

を考へる時、斯る應急の方策のみを以ては其の目的は達成されないものである。成人を相手としての文化工作には自ら限度がある。將來無限の進展を期待されるのは對青少年の文化工作を措いてはならない。換言すれば青少年の映畫教育でなければならぬのである。この意味に於て映畫教育は將來の映畫問題の中心をなすものであつて之が對策は現在に於て攻究すべきである。

映畫教育は將來共榮團の方策を根幹とすべきは言ふ迄もないが之が具體的方策の樹立に當つては先づ國內態勢の整備が先決問題である。今映畫教育の徹底については幾多の問題が前途に横はることは既に述べたところである。映畫教育の確立については映畫の製作されることが第一要件である。之がためには其の製作を刺戟する如く映畫の配給がなされねばならない。既に映畫の製作指導機關が文部省内に確立されてゐる今、上述の映畫の輩出する方法を講ずることが要請されるのである。

文部省は之が對策として映畫教育中央團體の結成を企圖し現在文部省の外廓團體たる映畫教育中央會と之と併存する同種團體たる大毎東日の學校巡迴映寫聯盟とを合同せしめんとしてゐるのである。之が成就の曉に於ては名實共に全國的に

一元化された映畫教育中央團體が確立する譯であるが、之によつて青少年に對する選定映畫を配給せしめ更に斯る映畫の製作指導に當らしめんとしてゐるのである。斯くして始めて青少年映畫が確保され映畫教育の躍進的進展が期待されるのである。なほ教科用映畫も亦此團體によつて全國的に配給される豫定であるが、かくして教科用映畫の製作も活潑になるものと信するのである。

映畫教育團體による映畫の配給は青少年映畫の確保に不可欠のものであることは上述の理由により明白であるが更に一般映畫興行物にもこの種映畫の盛に上映せらるゝ様指導すべきことは勿論である。これが爲には製作者に働きかけると共に青少年の映畫觀覽に就ての方策を立てることが肝要である。是等の諸點については今後文部省の大いに力を致すべきところであらう。斯くして國內に青少年映畫の製作熱昂まるに於て對共榮團の方策が自ら定まるのである。

映畫教育に次いで將來の主要なる問題は、映畫研究機關の確立と人材養成の問題である。

我國現在の映畫界は大東亞戰爭の勃發によつて茲に獨往の境地を得た譯であるが、夫は單に形骸丈のものであつて其の實を伴はない實情である。映畫に對する要求の愈々熾烈なる

に映畫界は之に對應すべく餘りにも自主性に乏しい状態である。第一映畫資料に於て未だに外國依存の域を脱し得ないものである。僅かに生フィルムのみが國産を以て充足出来るとは云へ之とても今は質よりも量を要求されるので、外國製品に遙かに及ばない有様である。其の他の機械類に至つては全く自主性はないのである。かく映畫科學の研究は刻下の急務であるが其の他の面に就いても亦同様であつて外國映畫をはなれて日本映畫の進歩は考へられない様な状態である。従つて結論的に言へば映畫の綜合研究機關たる映畫研究所の設立は映畫百年と云はず映畫行政當面の問題として取上げられねばならぬ問題である。映畫研究機關は既に映畫法の會議通過に際して希望條件として提唱されてゐたものである。今や益々その必要の痛感される秋之が設立の一日も早きを希望して止まない次第である。貧しい映畫では對共榮團文化工作は出来るものではないからである。之が實現は映畫行政に於ける緊急問題であつて特に文部省映畫行政に於て解決すべきものである。映畫研究機關の設置とこれが運営は將來の文部省映畫行政の重要な部門をなすべきものである。

今我國映畫界は未曾有の展開期に際してゐながら之が實現に對して一大支障となすものに前述の物の不備に對してもう

一つ人材の不足がある。映畫の歴史が浅いこと、同時に從來映畫が娛樂の對象としてのみ發達して來たことから、商業主義の桎梏の下にあつて之が製作に携る人々の向上を阻害する事情の數多く存在したことも否み難い。映畫法は是等映畫製作に當る主たる人々の登録制を以て之が向上を期待してゐるものゝ澎湃として起る映畫への欲求、文化財としての映畫への期待に對して、斯る消極的對策のみを以てしては到底應じ切れるものではないのである。茲に映畫製作に當る人々の積極的向上のための機關が當然要請されるのである。映畫俳優を始め監督、撮影者等の養成若くは再教育は映畫の質的向上には基本的問題であつてこれなくしては映畫の發達は望み得ない。映畫人の養成機關の設置並に之が經營は映畫行政の最も重要な問題として考慮さるべきである。

映畫行政の現状を見其の發展の方向を考へるに及んで敍上の問題は映畫行政の中核をなすべきものと考へるのであつて且つ之が擔當官吏として文部省を措いて外にないと信ずるのである。

(17p. 10. 1111)

文部時報刊行計畫摘要

一目的 本省行政ニ關スル法令竝ニ諸般ノ施設事項ヲ周知セシムルト共ニ所管ノ行政及教育機關等ノ聯絡提携ニ便ナラシムルヲ以テ目的トス

二内容 本時報登載事項ノ大要左ノ如シ

詔 勅 令 閣 令 語 法 律
訓 示 告 示 告 諭
訓 令 示 指 令 (例規トナシ) 通牒 (例規トナリ又ハ一般ルモノ) (ノ參考トナルモノ)

法令 解說 質疑應答 (本省ヨリ公文ニテ) 復命書及報告書
任免、陞叙、叙位、叙勳 表 彰
講演、講話、談話 研究 調查 統計
人事 公告 寫 眞

三編纂 文部時報編纂ノ爲編纂委員長並編纂委員若干名ヲ置ク
編纂委員長ハ文書課長ヲ以テ之ニ充テ編纂委員ハ文書課員中ヨリ之ヲ命ズ

必要アルトキハ審査委員ノ意見ヲ求ムルコトアルベシ
資料蒐集ノ爲省内各局課ニ文部時報報告委員ヲ置ク
文部時報報告委員ハ各局課ノ理事官、屬、囑託等ヲ以テ之ニ充ツ
必要ニ應ジ直轄各部、各府縣其ノ他ヨリ資料ヲ求ムルコトヲ得

四發行 本時報ハ規格A列五番、每號約六十四頁、定價金貳拾錢ヲ標準トシ毎月三回一ノ日ヲ發行期日トス

部	金貳拾錢	送料共
一ヶ月	金六拾錢	送料共
六ヶ月	金參圓六拾錢	送料共
一ケ年	金七圓貳拾錢	送料共

●臨時増刊又は増大號發行の節は別に代金申受けます
●御註文は總て前金に願ひます前金切れの場合は送本いたしません

廣告料 廣告料は一頁五拾圓、二分ノ一頁參拾圓、四分ノ一頁拾八圓とす
掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆることを得ず
右文部省の御指定に依つたものです

昭和十七年十二月九日印刷納本(第七八〇號)
昭和十七年十二月十一日發行

發行所 東京市豊町區五番町十番地四 大谷 仁兵衛
印刷者 東京市目黒區三田二百八番地 井 祐吉
印刷所 東京市牛込區西五軒町五十二番地 帝國法政出版株式會社印刷部
電話牛込二九六番

發行所 東京市京橋區銀座西七丁目一番地 帝國地方行政學會
電話銀座六六〇、六六一、六六二、六六三番
振替貯金口座東京一三六三番
配給元 日本出版配給株式會社
會員番號一一九五一一四